

赤倉観光リゾートスキー場 索道事業運送約款

適用範囲

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところにより、法令に定めのないときは一般の慣習によります。

2 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

係員の指示

第2条 旅客は、当社の係員が運送の安全と秩序維持のために行う業務上の指示に従っていただきます。

運送の引受け

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いては、旅客運送を引受けます。

運送の引受けの拒絶

第4条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、旅客運送の引受けを拒絶します。

1. 当該運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき。
2. 当該運送に適する設備がないとき。
3. 当該運送に関し、旅客から特別の負担を求められたとき。
4. 当該運送が法令の規則又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
5. 旅客が泥酔状態にある等、運送の安全に支障きたすと認められるとき。
6. 旅客が法令により持込を禁止された物品を携帯しているとき。
7. 天災その他やむを得ない理由による運送上の支障があるとき。
8. 旅客が係員の指示に従わないとき。
9. 旅客が感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一種感染症、二種感染症、新型インフルエンザ等感染者若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る）の患者（これらの患者とみなされる者を含む）又は新感染症の所見のある者であるとき。
10. 前各号に掲げる場合のほか、正当な事由があるとき。

運転開始時刻等

第5条 運転開始及び終了時刻は、別に定め、事業所など及び当該索道の停留所に掲示します。

運送の制限等

第6条 当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合、又は当社の都合により、索道の運転を制限又は停止、乗車券類の販売を制限又は停止、定員又は手回品の大きさ若しくは個数を制限することがあります。

乗車券類の所持

第7条 旅客は、所定の乗車券類を所持しなければ乗車できません。

乗車券類の発売

第8条 当社は、乗車券類を出札所等において発売します。

乗車券類の効力

第9条 乗車券類は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有します。ただし、回数券及び時間券などは、当該乗車券類を同一人が専有して使用する場合に限って有効とします。

2 当社がその運賃、料金を変更した場合、変更前において発売した乗車券類は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とします。

乗車券類の無効

第10条 次の各号のいずれかに該当する乗車券類は、無効とします。

1. 通用期間を経過したもの。
2. 転売、転貸された乗車券又は旅客その他の者が故意に偽造、改造、変造した乗車券類。
3. 使用者名の記載のある乗車券類を、その記名人以外の者が使用したとき、又は前条第

- 1 項ただし書きに規定する乗車券類であっても、同一人以外の者が使用したとき。
4. 不正な手段により取得したもの。
5. 書換え又は再発行した場合における原券。
6. 汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったもの。

乗車券類の提示など

第11条 当社の係員は、旅客に対して乗車券類の提示を求め、これを確認、又は回収する。

- 2 旅客は、当社の係員が乗車券類の確認のため乗車券類の提示を求めたとき又は提示された乗車券類を回収しようとするときは、これを拒むことはできません。

運賃、料金及び適用方法

第12条 当社が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、事務所及び出札所において掲示した運賃及び別に定める適用方法になる。

運転中止時における運送途中の旅客に対する取り扱い

第13条 天災その他やむを得ない事由により、索道の運転を中止した場合、運送途中の旅客に対し途中降車などの安全措置を講じ、当社の責任により運転再開後の必要な運送継続の措置を行います。

運賃の払い戻し

第14条 天災及び当社の責任により索道の運転ができないときは、別に定める規定により払い戻しを行います。ただし、風、雨、雪、霧等により運輸の安全確保のため一時的に運転を中止する場合は、この限りではありません。

乗車券類の紛失

第15条 旅客が乗車券類を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、その後も索道を利用する場合は新たに乗車券類を購入しなければなりません。

乗車券類の再発行

第16条 当社は、旅客の紛失した回数券又は日数券などについては、再発行いたしません。

ただし、災害その他の事由によりその滅失の事実を証明する官公署発行の証明書を提出したときは、旅客の請求により原券と同一の効力を有する新券を発行する。

責任の始期及び終期

第17条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車したときに始まり、降車をもって終わります。

旅客の遵守すべき事項

第18条 旅客は、次の事項を遵守しなければなりません。

1. 搬器から飛び降り又は所定の位置以外で乗降しないこと。
2. スキー、スノーボード及び搬器を揺らさないこと。
3. 横乗りなど危険な姿勢で乗車しないこと。
4. その他安全輸送を妨げる行為をしないこと。
5. 乗車中は禁煙のこと。
6. スキー、ストックなどで搬器や索道施設などを突くなどしないこと。
7. 非常停止後、運転再開ができないときは、救助方法について連絡するので指示に従うこと。
8. 索道の利用にあたって当社が定めた乗降場に掲示した利用上の注意事項に従うこと。

旅客に関する責任

第19条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負います。ただし、次の各号に該当する場合には、この限りではありません。

1. 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、索道施設に欠陥及び機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
2. 事故が専ら当該旅客の故意又は過失に基づいて発生したことが証明されたとき。
なお、当社に一部過失があった場合を除きます。
3. 旅客が前条に定める利用上の注意事項や遵守すべき事項を守らなかったことにより被害をうけたとき。

携帯品等に関する責任

第20条 当社は、旅客の運送に関して生じた旅客の手回品及び着衣その他の身の回り品について滅失又は、毀損によって生じた損害を賠償する責任を負いません。ただし、その滅失又は、毀損が当社の過失による場合は、この限りではありません。

旅客の責任

第21条 当社は旅客の故意若しくは過失、又はこの運送約款の規則を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対して損害賠償を求めます。

割増運賃等

第22条 当社は旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、その旅客の所持する乗車券類を無効として回収し、当該乗車券類に相当する運賃額及びその2倍の割増運賃等の支払を求めます。

1. 第10条の無効乗車券類を使用したとき。
2. 乗車券類を不正乗車的手段として使用したとき。

本約款の変更等

第23条 当社は以下の場合に、当社の裁量により本約款を変更することができます。

1. 本約款の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
2. 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係わる事情に照らして客観的に合理的なものでとき。
- 2 当社は前項による本約款の変更にあたり、変更後の本約款の効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（URL <http://www.okh-ski.com>）に掲示します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に旅客が当社の経営する普通索道事業及び特殊索道事業を利用したときは、旅客は、本約款を変更に同意したものとみなします。

管轄裁判所

第24条 当社の索道運送について紛争が生じた時の管轄裁判所は、当社の所在地を管轄する裁判所とします。

制定 2020年4月1日